吉宗公

御一代記

寛延元戊辰年

十月十六日ヨリ

閏十月朔日迄

巻七拾九

内閣文庫		
番號	和 42576	
冊數	64（32）	
函號	149	35

内閣文庫	
和書	類
四二五七六	號
六四	冊
一四九	函
一一四	架

寛延二己巳年　十月廿四日分
定十月朔より

一　十月廿五日　[illegible]人[illegible]石[illegible]
[illegible]様御[illegible]之[illegible]

一　十月十七日　[illegible]浜[illegible]一[illegible]
[illegible]上[illegible]

一　十月十八日[illegible]

日本政府圖書
浅草文庫

一五

一六

一六

一七

りて大舟にて上方より出入有之候 作り難しと
申事なし 網方張之之節古来より有之
中ニ出入有之猶又網方并ニ文之事有之様
致し置かれ候様ニ申含ニ而御座候様ニ申付
引き出し候ニ付 申方 当時二十壱人 帳面ニ記し
可申 候得共 一流 御尋ニ付 申上候
候ニ付右之大名荒れ候漁場ヲ申立候 依之
御用ニ網漁方 自分 直ニ申出候
右之通 申上候 以上 文化六年 大坂町奉行所 御役人衆

可申上候 漁場 無之 何れも 出入 有之 候
候ニ付 右 之 趣 旨 二 番 執
一 当 国 之 御 用 向 之 儀 二 付 申 上 候
右 之 通 相 心 得 候 網 方 之 儀 ニ 付 申 上 候
申 通 此 文 之 内 之 網 場 所 申 上 候 様 之 候
御 用 ニ 付 当 漁 場 之 者 共 右 ヨリ 申 上 候
当 漁 場 川 之 者 共 之 者 之 事 共 申 上 候
古 来 漁 場 之 通 浜 方 御 座 候 之 儀 共 有 之
之 儀 共 入 漁 場 之 出 入 有 之 候 大 坂 入 川 之 儀 申 上

門出之事

一 日ヲ撰ひ吉日[illegible]
[illegible]大将[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]川[illegible]
[illegible]
[illegible]

又云[illegible]
[illegible]
[illegible]
大将[illegible]
[illegible]入

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

黄金 大判二ッ 銀子（スハシリ）

[illegible] 大判

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

之例ニ付差出候事ニ候、然處去年以来之儀ニ付
讃岐守殿へ相尋候處、御書付之通可然旨申来候ニ付
而者下ヶ渡候節何れ之者へ其之通り相成候處

一八

前書之通ニ付 大御番頭并御側衆御書付ニ而
去年以来之御切米之分今入用之分者
此度書付之儀ニ付、書付之通取計可申候
可申候遠国御用之儀ニ付遠国

一九

何ヶ所可申候米之儀無之候間御入

一十

右之通小笠原殿へ相談之上御書付之通取計可申候
右之者共之儀、去年以来之御書付之通取計
可申候、但此度之儀者、猶又御書付之通
可申達候、御側衆へ相談之上、可申候
遠国

右之通去年以来之書付之通、其外文ハ相止可申
候ニ付

小笠原越中守
去ル小笠原殿へ
中山出雲守
太田備中守殿

十一

川島上ミ菖蒲事

春九

りう字ニ日本平仮名ましく
今の鬼備前藤原の浦口菖蒲
武藤之又出藤原にし泥に渡る船手
去る水之英清大三人出所
平安し日本平仮名新之依遣之
あ乳十之近ましも絶菖蒲の乳
下ことに夜元隣の中広ニ下

十二

天月之川の元夜隣に浦口花
もとれと古跡と

十三

川日本花浴菖根古関乳仕手仙沢也大勝之浴花太三人
同之日本花八之稲之古今万之乳ニ下の旅
川の所平古の其飛事先古花八世菖蒲今之上菖蒲
同之所へ作之所に菖蒲

平十五日

地蒲し地花ニ千也やまし
所菖花花の乃菖蒲し 七日

又こゝ許消息申候
一筆申候
伊勢御神のとの御祈念にて
伊勢御祈念も無事に相済候て　日本寺へ御取次之御事
かまいなくせられ候べく候
ありがたく
大御所様御祈禱の事
御百度参りの事

十月
光之院

一霧ききて　そへこゝく候へ共　ことにかゝり候ひつゝ入まいらせ候
　ようする村に分し　一段
一御筆
　白米俵籠にて御座候へ上ケ日限にかゝり候　一段と
　ありそうそ　その人次第に候　ことさらに
　荷の人中より二日の内御上覧あり　一段と
　かきし
　右二所とも上より申し候　御祈禱の事
　あり
右霧の祈念にて　又此度御祈念の事
一 ありかたく存候て仕候　かしく
一 右の八月分に　此まゝ上にて御座候
右御所様へも御申入候　かしこ

一　十七

[illegible]

[illegible]　正平二十三年十二月廿六日　[illegible]卯年十二月

[illegible]

十月

[illegible]

一　十五

十月廿一日　[illegible]

[illegible]

[illegible]
九州之国々 [illegible]
[illegible]
[illegible]御座候[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 十六
[illegible]
一 十七
[illegible]

一 大人

り[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 夫

[illegible]

一 二十七

[illegible] 百川学海[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 二[illegible]

[illegible]

一二五

同 [illegible]

一二十六

同 [illegible]

一二十七

[illegible]

一二十

[illegible]

一二十一

同 [illegible]

一二十二

同 [illegible]

あさ様の御ん所へ追従を申され大方殿へ
了ましまし候て御申しけり

一二十三

り山里へ参り候て義兵雲勝寺へ参り候へ大方様へ候
中まうされ候へし時五日上てへ御手かさり候へしこれ
入はかりて一向一きゝの龍知寺へ参り候
又十七年二月三日二十六日 今日ましまし堅田ちかまへ参る
又候て之日事にて候て存候て同様に御無上日まて
執りまた 下御所御事参られ候うて候 上様より
御三人 御牛飯三ケ日ござる枝三月廿日に入道殿へ

今日まし中まうし候所て御ことに前来候よりまて

一二十八

あらし申候て候し 御前へ参られ候御所へも参
り 中まう候 自身御参よ御事中まうし候へ上々
申され候に御中ましう参り ことに候へし申候て
候御所より 次第に中々以て 内々申す
御申し候て

一二十九

十月十二日二十五日 御坊御所参りて候へ御礼
下 まさ御所 御存候に 御同心候 其外御参り候

一三十

十月廿七日ことして 大方殿御所殿へ参り候に 御返

実盛ハ女郎花ノ能ノ跡ニ三番メ也　其入候
船弁慶謡若江つまきニ入候　自然居士実盛ニ
口惜く刻限早ク候西国ハ実盛ニ打成
候く雨月ト自然居士ノ替ニ入候ニ定入候
自然居士　熊坂ノ替ル

竹生嶋　宝生太夫　初ヨリ　市右衛門　打太夫　長右衛門　太兵衛
同
羽衣　八幡
小塩　太夫　源七郎　三右衛門　理右衛門　又三郎

同
雨月　八十郎　初ヨリ　平右衛門　市十郎　甚右衛門　助右衛門　長五郎　喜兵衛
同
○岩葉　宝太
紅葉狩　仁右衛門
自然居士　宝生太夫　孫右衛門　三右衛門　打太夫　又三郎
同　喜兵衛
熊坂　今春太夫　源七郎　長右衛門　太兵衛　源右衛門　小六郎
同　当三郎
外ニ狂言

少秋七時之次

一 三ヶ條ノ違之一段ハ上座列衆ニ而御座候ても可在
深井早夕ハ年ニ若ク付候而ハ其二見合申候
座ニ而ハ何ともよろしく付候へく候ニ而は

一 前列衆ハ上座之出頭より南ノ様ニ付候可有之
間目又ノ段ニ如入御付候て可然

一 右座衆ニ而座候衆間目之次第ニ而ハ中将ニ申度候

一 則ち宅ハ流陣人ニも相兼ノ衆中ニ居候者ニ付候て御座

一 三十

座衆之上進之御本ヲ書付段者又如御本御相達候ハヽ
不留ニ付之所
則ち手付ヲ付候て又ニ付而者御書付候御付之外
並経候間出し

帝御附衆 坂本之違 三浦様御 出雲殿御
其後様御 尾崎様 御同 宮浦様ニ
前衆 是川殿 宗助様御 梶原殿
少見衆 同之衆

而して書付ニ付候へハ其書ニ付き申候

紀ニ部木ノ何え如き書之へ居候人よ呼て其

の衣安尽ふさ存出けんとこそ資るまかりく

三十一

有カ方 節是 節何事書写きこと之乃よ

不知候ふとて

白水旺敗十方に悟知て何不云人へ不義

云路沙見とふうて

三十二

りれ口占居者及 女人と口信書 大堂様とえ

三十三

不写在候出像かく

十月其事わして出者宿し候

三十四

り 口写白き 小姓に当及出入と口語下きて

出人と走去き 出向しま尋る出羊当 此所と出所存

有とも候て上持人 外記下部と存むし 居候

りれ入別 大善郎 何前 方之人出下そちんとて立ち

出口語す

三十五

り口これ 不写有之て 仕出とも

右京兆書之口書写

北条時春

六日 大内

尋もとも方出旁ふ候寺書人へし御く

二十八才になりし

又二年立て所にて其年廿四となる

其時に至る迄[illegible]

世に経るの

十五才子　　西鏡十九才

又其後年　其後程経る事又三百年

御代大将のちかりけれ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九十歳子

佐竹左近

右の事世に[illegible]

行く七人程かかりし[illegible]

[illegible]

三十六

[illegible]

[illegible]

三十七

[illegible]

[illegible]

[illegible]

阿芙蓉散半日ニ三分ヅヽ用ヒ 出ス時ハ 痛甚シキ事アリ
痛ミ甚シキ時ハ 一日ニ一分用ヘシ 其外ニハ用ヒ候事
無シ

二十八
右ハ女房ノ腹ヲ切リテ子ヲ取出シ 其儘ニテ腹ヲ縫合
口先ニテ合セ 針ヲ以テ縫合セ 五六日ノ内ハ 見ル
事ナラヌ様ニ致シ候 此所ハ 吉ク療治致スベシ

二十九
吉日大八分 宿ニテ療治 縫合セテ

三十
右ハ 薬ヲ付ケ 布ヲ以テ巻キ 夜ニ入テ

三十一
右ハ 女ノ腹中ヲ 療治 其後 大ニ療治 致ス様ニ 致ス可

右 縫合セ 膏薬ヲ 付ケ 三日目 切リタル所 見届ケ候
時 阿芙蓉散ヲ用ヒ 療治ノ 切リ口 ヘ 薬ヲ付ケ 腹中
ヘ 疵薬ヲ 入テ 其ノ上 ヘ 布ヲ 巻キ 合セ候 所 無事
療治 相成 中程 出血 有ルニ付テ 氷ヲ以テ 冷ス
療治 致シ 出来候 様ニ 致シ 療治 致ス 所
右 切リ口 ヘ 膏薬ヲ 付ケ 療治 致シ 候得共 膏薬
付ケ候 所 出血 有リ 療治 ニテ 一日 立 腹中 ヘ 療治 致ス
出血 止ミ 候 所 出血 止ミ テ 出来 候 様ニ 相成 候

一七十二
右 切リ口 ノ 所 出来 候 所 出来 候 ニ付 追々 快方 ニ 相成 候

一 四十三
同日 [illegible]

一 四十四
同日 [illegible]

一 四十五
同日 [illegible]之人

[illegible]

[illegible]

一 四十六
十月 [illegible]

一 四十七
十月 [illegible]

一 四十八
同十月朔日 [illegible]

[illegible]

老中
酒井雅楽頭

[illegible]
西尾隠岐守

[illegible]
松平 [illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible] 石野[illegible]

[illegible] 戸田伊豆守

[illegible] 下山[illegible]

[illegible] 青山[illegible]

[illegible] 久世隠岐守

[illegible] 曲淵[illegible]

[illegible] 近藤[illegible]

[illegible] 神尾[illegible]

[illegible] 蒼(?)[illegible]

[illegible] 稲垣[illegible]

[illegible] 池田[illegible]

一同十九日 [illegible]月番[illegible]支配[illegible]

[illegible]上[illegible]

[illegible] 右[illegible]也

[illegible]

[illegible]

[illegible] 松平[illegible]

[illegible]

[illegible] 大岩(?)[illegible]

[illegible]九百[illegible]

寛（元）文九（治三）辰年八月十二日於御前御老中
御加増被下都合高九万石余ニ被成一万石
高ニ付是迄之下へ合力是迄ニ也
加増之御下知一万石也
老中（?）前田出羽守殿 [illegible]
[illegible]
久世大和守
酒井雅楽頭 [illegible]
稲葉美濃守
石ニ而成下之御下知之ニ付其下[illegible]之[illegible]
奥ニ而[illegible]之御[illegible]之[illegible]書[illegible]仕
拾之六万石之上ハ其[illegible]之[illegible]

さて[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

夜三ツ時ニ此方へ出て前ニて申候へく
出候ハヽ差岸より小舟ニ乗し候者
浄仏ニて西の方より陸へ上り候へく

一 六十
是ヨリ西ノ方は塩屋ニ入 並ニ南ノ方より岸を見
渡り白黒の山ニ見え候者ニ而 鳥井ニ而候
此方ハ並ニ手前の方ニ見えニ而其内へ通り 見え申候
左手ニ見え 一ツ白く見え申候

一 五十一
是ヨリ南の方ニ見え候 是ヨリ南ノ方ニ而候ニ見え申候
松平右近将監

一 五十二
是ヨリ大和路より手前ニ見え候 上手ニ見え 手前ニ見え候
海ニ而見え候者 見え候ニ 其内へ見え候
廣瀬ニ見え 見え候
大手ハ白浜の渡り 大手ニ見え候
三ツ目の新田ニ而 入ニ見え 上ニ見え候

一 五十三
是ヨリ南ノ方ニ見え候 是ヨリ大和ニ見え候
見え候ニ見え候

一 五十四
是ヨリ南の方ニ見え候 手前ニ見え 見え候
しかし 見え候へく

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan